

社会福祉法人 にいがた寿会

令和5年度介護職員等処遇改善計画について

当法人の介護職員等の処遇を改善する、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算による賃金改善の実施期間は、下記のとおりです。

令和5年度も、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)並びに介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を算定しています。

当法人全体で令和5年度の賃金改善の見込額は、下記のとおり3加算合計で約173,346千円(加算見込額約172,687千円、当法人負担額約659千円)であり、これを給与及び手当として、各職員に支給いたします。

記

1. 賃金改善実施期間

(1) 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算

令和5年6月～令和6年5月

(2) 介護職員等ベースアップ等支援加算

令和5年6月～令和6年5月

2. 賃金改善計画

単位：円

		処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算
令和5年度の加算の見込額	172,687,356	114,751,320	35,869,680	22,066,356
賃金改善の見込額	173,345,847	114,945,847	36,200,000	22,200,000

3. 賃金改善を行う具体的な取組

- (1)基本給 (2)夜勤手当 (3)介護職員処遇改善手当 (4)介護職員特定処遇改善手当
(5)調整手当 (6)特定調整手当 (7)支援手当

【介護職員処遇改善加算】

介護職員の安定的な処遇改善を目的として、賃金改善や職場環境の整備のために必要なお金を国から事業所へ支給する制度

【介護職員等特定処遇改善加算】

介護人材活用のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めることを目的とした制度

【介護職員等ベースアップ等支援加算】

介護職員の月額賃金を引き上げるための加算で「第三の処遇改善加算」とも呼ばれている制度